

大河内学区における住民説明会の結果概要 「地元負担軽減に伴う投票区の見直し(案)」

1 実施内容

- (1) 実施時期 令和8年7月17日(金)
①13:00~13:41 ②18:00~18:37
- (2) 開催場所 有東木公民館および渡老人つどいの家
- (2) 資料掲出 市ホームページ、葵区役所 市政情報コーナー、
- (3) 周知方法 市ホームページ及び自治会、町内会を通じた回覧版
- (4) 意見提出方法 アンケート回答および説明会における発言

2 実施結果

参加者 22 人
意見 23件

3 意見の内容

(1) 投票時間について

- ・期日前投票所の実施時間について様々な意見があった。
- ・有東木公民館では18時までの実施を希望する意見があった。
- ・渡老人つどいの家では17時まででよいとの意見があった。

(2) 移動手段について

- ・高齢者にとって大河内生涯学習交流館までの移動が負担になるのではないかとの意見があった。

(3) 制度の周知について

- ・期日前投票所への変更内容について、十分な周知を求める意見があった。

(4) 立会人・地域負担について

- ・立会人の選出方法や地域負担についての質問・意見があった。
- ・見直しによる負担軽減を評価する意見があった。

(5) 制度内容・見直しの進め方について

- ・見直し内容や実施方法に関する確認・質問があった。
- ・反対意見があった場合の取扱いについて質問があった。

(6) 投票環境について

- ・将来的な投票方法の利便性向上を求める意見があった。

4 意見の取扱い

- ・基本的には案のとおり進めることとする。
- ・有東木公民館の期日前投票所については、説明会でのご意見を踏まえ、終了時刻を18時までとする方向で検討する。
- ・渡老人つといの家の期日前投票所については、説明会でのご意見を踏まえ、終了時刻を17時までとする方向で検討する。
- ・立会人や投票所運営に係る地域負担の軽減を図りながら進める。
- ・移動負担への配慮や投票機会の確保について、引き続き検討を行う。
- ・制度変更については、回覧及び各世帯への郵送等により周知を行う。

5 詳細の意見内容と対応

別紙一覧「地元負担軽減に伴う投票区の見直し(案)に対する意見提出の内容について(大河内学区)」のとおり。

葵区選挙管理委員会事務局

「地元負担軽減に伴う投票区の見直し(案)」に対する意見提出の内容について

実施日:令和8年7月17日

意見提出件数 23件

	ご意見の タイトル	ご意見の内容	事務局の考え
1	制度内容 の確認	以前からある期日前投票所(葵区役所、北部生涯学習センター、薬科生涯学習センター等)は今までどおりか。	ご意見をありがとうございます。 葵区役所、北部生涯学習センター、薬科生涯学習センター等の既存の期日前投票所については、これまでどおり実施する予定です。
2	制度内容 の確認	有東木公民館と渡老人つどいの家の投票所が変わるだけか。	ご意見をありがとうございます。 大河内学区における、今回の見直し案では、有東木公民館及び渡老人つどいの家における投票所の取扱いを変更する内容としております。
3	投票時間 の設定 (有東木公民館)	当日投票所の開設時間について、法的な制約があることは理解したが、日曜日の午前中だけでも実施できないか。	ご意見をありがとうございます。 当日投票所の開設時間については、公職選挙法により定められているため、日曜日の午前中の中のみの開設とすることは難しい状況です。 ご理解をお願いいたします。
4	投票時間 の設定 (有東木公民館)	立会人を務めた経験があるが、投票者は午前中に集中し、午後はほとんど来ない印象である。	ご意見をありがとうございます。 投票者のピークがおおむね午前10時頃であることは、事務局としても承知しております。 一方で、投票用紙等は静岡庁舎内で保管しており、当日の搬送や投票所の設営に一定の時間を要するため、午前中の早い時間帯から開設することは実務上難しい面があります。 こうした運営上の制約も踏まえながら、投票機会の確保に努めてまいります。
5	投票時間 の設定 (有東木公民館)	終了時刻を17時としている理由はあるのか。	ご意見をありがとうございます。 17時という終了時刻は、現時点での案として設定しているものであり、地域の皆様からのご意見を踏まえ、変更する余地があります。 期日前投票所の実施時間については、地域の実情や利用しやすさを考慮しながら検討してまいります。
6	投票時間 の設定 (有東木公民館)	仕事をしている人は17時だと間に合わない可能性がある。18時までであれば利用しやすいのではないか。	ご意見をありがとうございます。 終了時刻を18時までとすることは可能です。 有東木公民館の期日前投票所については、仕事をしている方の利用しやすさにも配慮し、終了時刻を18時までとする方向で検討を進めてまいります。
7	投票時間 の設定 (有東木公民館)	終了時刻を18時に変更する案について、参加者から特段の反対意見はなかった。	ご意見をありがとうございます。 有東木公民館の期日前投票所については、説明会でのご意見を踏まえ、終了時刻を18時までとする方向で検討を進めてまいります。
8	投票時間 の設定 (有東木公民館)	渡老人つどいの家と終了時刻が異なっても問題ないか。	ご意見をありがとうございます。 会場ごとに終了時刻を異なる設定とすることは可能です。 ただし、地域の皆様が混乱することのないよう、周知に当たっては各会場の実施日や実施時間を分かりやすくお知らせしてまいります。 なお、今回の見直し実施後であっても、必要に応じて実施時間を再度見直すことは可能です。

「地元負担軽減に伴う投票区の見直し(案)」に対する意見提出の内容について

実施日:令和8年7月17日

意見提出件数 23件

	ご意見の タイトル	ご意見の内容	事務局の考え
9	投票時間の 設定 (渡老人つどいの 家)	投票時間は17時まででよい。仕事をして いる人は大河内生涯学習交流館に行くと思 う。	ご意見をありがとうございます。 渡老人つどいの家における期日前投票所の終了時刻については、地域の 皆様のご意見や利用見込みを踏まえ、17時までとする方向で検討し てまいります。
10	投票時間の 設定 (渡老人つどいの 家)	渡老人つどいの家については17時まで でよい。18時まで実施しても利用者はほ とんどいないと思う。	ご意見をありがとうございます。 渡老人つどいの家については、地域の皆様から、17時まででよいとのご 意見をいただきました。 そのため、渡老人つどいの家における期日前投票所の終了時刻について は、地域の実情や利用見込みを踏まえ、17時までとする方向で検討して まいります。 なお、実施後の利用状況等を踏まえ、必要に応じて実施時間を見直すこ とも可能です。
11	投票時間の 設定 (渡老人つどいの 家)	有東木公民館と渡老人つどいの家で終 了時刻が違って問題ないのか。	ご意見をありがとうございます。 有東木公民館と渡老人つどいの家で、期日前投票所の終了時刻を異な る設定とすることは可能です。 地域の皆様が混乱することのないよう、各会場の実施日や実施時間につ いては、回覧や郵送等により分かりやすく周知してまいります。
12	投票時間の 設定 (渡老人つどいの 家)	今までの投票で17時から18時の間に投 票に来た人がいなければ、17時まででも よいと思う。	ご意見をありがとうございます。 期日前投票所の終了時刻については、過去の利用状況や地域の皆様のご 意見を踏まえながら検討してまいります。 また、投票用紙等の管理や投票所運営に必要な体制も考慮しながら、投 票機会の確保と円滑な運営の両立に努めてまいります。
13	投票時間の 設定 (渡老人つどいの 家)	できれば午前中がよい。	ご意見をありがとうございます。 期日前投票所の実施時間については、地域の皆様の利用しやすさを踏ま えながら検討してまいります。
14	投票時間の 設定 (渡老人つどいの 家)	投票する人も少なくなったので、当日投 票所は午前中だけでよいと思う。	一方で、投票用紙等は静岡庁舎内で保管しており、当日の搬送や投票所 の設営に一定の時間を要するため、午前中の早い時間帯から開設するこ とは実務上難しい面があります。 こうした運営上の制約も踏まえながら、投票機会の確保に努めてまいり ます。
15	制度の周 知	期日前投票所が変わることが、住民に しっかりと伝わるのか気になる。	ご意見をありがとうございます。 期日前投票所への変更については、地域の皆様に正確に伝わるよう、回 覧による周知のほか、有権者世帯への郵送によりお知らせする予定で す。 特に初回の実施時には、投票場所や投票できる日時を誤解なく確認して いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。
16	移動手段	高齢者にとって大河内交流館まで行くこ とは難しい。	ご意見をありがとうございます。 見直しに伴い、これまでの投票所から大河内生涯学習交流館等へ移動す ることが必要となる方がいることは、重要な課題であると認識しており ます。 今後、制度の周知を丁寧に行うとともに、地域の実情を踏まえながら、投 票機会の確保に努めてまいります。

「地元負担軽減に伴う投票区の見直し(案)」に対する意見提出の内容について

実施日:令和8年7月17日

意見提出件数 23件

	ご意見の タイトル	ご意見の内容	事務局の考え
17	立会人・ 地域負担	大河内生涯学習交流館の期日前投票所の立会人について、この地域からも出さなければならないのか。	ご意見をありがとうございます。 大河内生涯学習交流館における期日前投票所の立会人の選出については、大河内地区全体での運営に関わる事項であるため、大河内地区連合自治会等の中でご相談いただきたいと考えております。 事務局としても、地域の皆様の負担が過度なものとならないよう、必要に応じて調整や説明に努めてまいります。
18	立会人・ 地域負担	現在より立会人の人数は減るということだが、必要に応じて追加で人を出さなければならないということか。	ご意見をありがとうございます。 大河内生涯学習交流館の期日前投票所の運営に当たり、地域内で立会人の選出について調整いただく可能性はあります。 一方で、今回の見直しにより、各地域で個別に投票所を運営する場合と比較して、大河内地区全体としては立会人や投票所運営に係る負担の軽減につながるものと考えております。 また、令和10年度には複数の選挙が予定されていることから、それまでに地域の皆様の負担をできる限り軽減できるよう、引き続き検討してまいります。
19	見直しの 進め方	反対意見が1件でもあった場合、この見直しは実施しないのか。	ご意見をありがとうございます。 見直しの実施については、単に賛成・反対の件数のみで判断するものではなく、いただいたご意見の内容や地域の実情、投票機会の確保、投票所運営に係る地域負担などを総合的に確認したうえで、最終的に判断してまいります。 そのため、反対意見があった場合にも、その内容を丁寧に確認し、必要な検討を行ってまいります。
20	投票方法 の利便性 向上	土日仕事の方がいて、期日前投票も難しい人があるので、将来的にはスマートフォンやパソコンで投票できる仕組みを作してほしい。	ご意見をありがとうございます。 投票しやすい環境づくりは、投票機会を確保するうえで重要であると考えております。 インターネットを利用した投票など、新たな技術を活用した投票方法については、今後の制度や技術の動向を注視しながら、投票機会の確保と利便性の向上に努めてまいります。
21	投票方法 の利便性 向上	短時間で済ませられるとよい。	ご意見をありがとうございます。 期日前投票所の運営に当たっては、利用しやすい投票時間の設定に努めるとともに、円滑な投票所運営によりできる限り利用しやすい環境づくりに努めてまいります。
22	見直しに 関する感 想	立会人を何回か経験したことがあり、時間がもったいないと感じていたのですが、今回の見直しはとても良いと思う。	ご意見をありがとうございます。 本見直しは、投票機会の確保に配慮しながら、投票所運営に係る地域の皆様の負担軽減を図ることを目的としております。 見直し案にご理解をいただきありがとうございます。 今後も地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。
23	見直しに 関する感 想	説明内容については十分理解できた。	ご理解いただきありがとうございます。 引き続き、見直し内容について丁寧な説明と周知に努めてまいります。